

# プレミアムメンバーズクラブ規約

## 第1条 (取扱の準則)

株式会社ハルエネ (以下「運営元」といいます) は、運営元が提供する電気サービス(以下「でんきサービス」といいます) の顧客 (以下、「本顧客」といいます) 向けに、以下に定める「プレミアムメンバーズクラブ利用規約」(以下「本規約」といいます) に基づき、「プレミアムメンバーズクラブ」サービス (以下「本サービス」といいます) を提供します。

## 第2条 (定義)

本規約における用語の定義は、以下のとおりとします。

- ① 「本サービス」とは、利用者が、宿泊、グルメ、スポーツ等のコンテンツを一定の割引価格で利用することができる権利を使用することができるサービスをいいます。
- ② 「利用者」とは、本顧客のうち、運営元に対して本サービスの利用を申込み、運営元の承諾を得た者をいいます。

## 第3条 (申込手続)

1. 本サービスへの申込みは、運営元が指定する方法によるものとし、運営元がこれを承諾したことをもって申込手続が完了するものとし、
2. 本サービスへの申込みは、でんきサービスの申込みと同時になされることを要するものとし、

## 第4条 (本規約及び本サービスの変更、廃止)

運営元は、本規約及び本サービスの全部又は一部を変更、廃止できるものとし、また、本規約及び本サービスの変更が、次条 (通知の方法) に定める方法に従って利用者に通知された場合、当該通知以後、利用者には変更後の規約が適用され、また変更後の本サービスが提供されます。

## 第5条 (通知の方法)

本規約に係る事項について、運営元から利用者に対する通知の方法は、運営元が指定するウェブサイト上への掲示、書面の発送、Eメールの送信、その他運営元が指定する方法によるものとし、

## 第6条 (利用開始月)

利用者は、本サービスを、でんきサービスの電力供給開始日から利用できるものとし、

## 第7条 (利用料)

1. 利用者は、運営元に対して、本サービスの対価(以下「利用料」といいます)として、月額金500円 (税別) を支払うものとし、利用料は、でんきサービスの電力供給開始日の属する月の翌月から発生するものとし、日割計算はしないものとし、
2. 利用料の支払期日は、当月分を翌月末日(該当する日が、金融機関の休日の場合には、前営業日)までに支払う方法によるものとし、
3. 利用料の支払方法は、でんきサービスに関する対価の支払い方法と同一の方法にて、でんきサービスに関する対価と合算して支払うものとし、
4. 当社は、利用料の回収について、第三者に委託する場合があります、本顧客はこれを承諾するものとし、

## 第8条 (期間)

1. 本サービスの利用期間は、でんきサービスの電力供給開始日から、その月の末日までとし、毎月25日までに、本顧客及び運営元のいずれからも本契約に関する契約の終了の申し出がない場合には、本契約に関する契約は、同日条件で1ヶ月間延長され、以後同じものとし、
2. 前項にかかわらず、でんきサービスに関する運営元と本顧客の契約のすべてが終了した場合には、本サービスに関する運営元と本顧客の契約も同時に終了するものとし、

## 第9条 (解除)

運営元は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの通知、催告を要せず直ちに、本サービスの提供の一部又は全部を停止し、もしくは利用契約を解除することができるものとし、

- ① 利用者が、利用料の支払いを一度でも怠ったとき。
- ② 利用者が、本規約に違反したとき。
- ③ 反社会的勢力の構成員もしくは関係者であることが判明したとき。
- ④ その他運営元が相当と判断したとき。

## 第10条 (免責)

1. 運営元は、利用者に提供する本サービスの内容については、真偽、正確性、最新性、有用性、信頼性、適法性、第三者の権利を侵害していないこと等について一切保証しないものとし、
2. 利用者が本規約に違反したことによって生じた損害については、運営元は一切責任を負わないものとし、
3. 利用者のネットワーク環境、ソフトウェアおよびハードウェア、セキュリティ状況等により、一部本サービスの提供が行えない場合がございます。
4. 運営元は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は、発生するおそれがある場合には、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保、又は、秩序の維持に必要な通信等、その他の公共の利益のために、緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあるものとし、
5. 運営元は、利用者が平均的な利用を著しく上回る多くの通信を継続して行い、運営元もしくは第三者のネットワークに過大な負荷を与えている場合、利用者による本サービスの利用を制限するよう要請する場合があります。

## 第11条 (権利及び義務の譲渡禁止)

利用者は、運営元の書面による事前の承諾なく、本サービスの提供を受ける権利、及び利用者として負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡、売買、名義変更、質権又はその他担保に供する等の行為をしてはならないものとし、

第12条（損害賠償）

1. 利用者が本規約に違反して運営元に損害を与えた場合、利用者は、運営元が被った一切の損害を全額賠償しなければならないものとします。
2. 利用者は、利用料その他運営者に対する債務の支払を遅延したときは、運営元に対し支払期日の翌日から完済に至るまで、年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第13条（合意管轄裁判所）

利用者と運営元の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第14条（適用関係）

本規約に規定なき事項については、「電気供給約款」、「ベネフィット・ステーション（個人）利用規約」その他本サービスに関する規約の定めに従うものとし、本規約の解釈に疑義が生じた場合には、利用者及び運営元は、信義誠実を旨とし両者協議のうえ解決するものとします。

本規約は平成28年8月1日から実施します。

運営元：東京都豊島区池袋二丁目16番13号  
株式会社ハルエネ